

平成 30 年度  
通常総会議事資料  
＜2018 年 6 月 23 日＞

＜議事＞

- 1 日 時 平成 30 年 6 月 23 日（土） 17:00～18:00 受付開始 16:45
- 2 会 場 IT ビジネスプラザ武蔵 サロンスペース  
(石川県金沢市武蔵町 14 番 31 号)
- 3 付議事項 第一号議案 平成 29 年度事業報告並びに決算及び監査報告について  
第二号議案 平成 30 年度事業計画並びに予算について  
第三号議案 定款変更について

特定非営利活動法人  
百万石ワールドカフェ

<第一号議案> 平成 29 年度事業報告並びに決算及び監査報告について

平成 29 年度事業報告  
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで  
特定非営利活動法人 百万石ワールドカフェ

平成 29 年度は、NPO 法人 6 年目の活動として、引き続き地域社会において団体等の運営に携わる人材育成が出来た。法人としては事業を通じて今後も一層真摯に且つ謙虚に地域への貢献を続けていきたい。

当初の計画通りに活動を行えた事は、より多くの方々の理解と支援を得られたからこそ、それぞれの事業の実施に至ったと実感している。関係者の皆様には心より感謝を申し上げたい。

次に、定款より目的と事業を抜粋する

(目的)

第 3 条 この法人は、広く市民に対して、相互交流・協力促進のための事業及び、社会活動の推進や団体等の運営に携わる人材を育成する事業を行い、地域社会の自律的な構築と永続的な発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 特定非営利活動促進法第 2 条第 1 項別表各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 団体、企業、行政の交流を促進する事業
- (2) 社会活動の推進や団体の運営・推進に携わる人材を育成する事業

以下、事業計画に沿って事業の概要を報告する

1 団体、企業、行政の交流を促進する事業

1) 団体間の交流促進に関するセミナー及びワークショップ事業

- 北陸で 7 回目の開催となったコミュニケーションフォーラム北陸では、富山石川福井と幅広い地域の方を対象とし、更なる対話の場の広がりを感じた。

2 社会活動の推進や団体の運営に携わる人材を育成する事業

3) ワールドカフェ事業

- 任意団体設立以来継続して来た、開催の「月例ワールドカフェ」を引き続き開催。

4) ファシリテーション研修事業

- 団体・行政で働く人を対象に、地域社会へのファシリテーションの話し合いの技術とマインドを活用し、自律的社会をつくり未来を創造する育成の機会を実施。

3 広報・コミュニケーション活動

1) 伝える仕組み、情報の共有の仕組みの検討及び実施

- web サイトの作成・facebook ページを利用した広報の仕組みづくりを継続。
- 知見を集約した、アイラブコミュニケーションについてはリーフレットを引き続き配布。

4 組織運営に関わる活動

1) 目的を達成するための社会の課題、我々の役割を検討

2) 運営体制及び運営方法の検討

I 特定非営利活動に係る事業

① 団体間の交流促進に関するセミナー及びワークショップ事業

事業内容	実施日	実施場所	従事人数	受益対象者数
第7回コミュニケーションフォーラム北陸	11月5日	富山県高岡市 ウィング・ウィング高岡	5	120
受益対象延べ人数				120人

② 会議手法ワークショップ（ワールドカフェ）による団体間の交流促進支援事業

③ ワールドカフェ事業

事業内容	実施日	実施場所	従事人数	受益対象者数
月例ワールドカフェ「人生が変わる「雑談力」ワールドカフェ！～レクチャー＋ワールドカフェ～」	4月20日	金沢市 近江町交流プラザ	4	30
月例ワールドカフェ「伝わる「メールの作法」でコミュニケーションを考えよう」	6月15日	金沢市 近江町交流プラザ	4	17
受益対象延べ人数				47人

④ ファシリテーション研修事業

事業内容	実施日	実施場所	従事人数	受益対象者数
平成29年度市町村中堅職員基礎過程研修 *富山県職員研修所	7月18日	富山県農協会館 大ホール	3	220
平成29年度石川県公民館職員研修 *石川県生涯学習センター	7月7日	石川県生涯学習センター	2	40
受益対象者延べ人数				260人

⑤ その他の総合的な事業

事業内容	実施日	実施場所	従事人数	受益対象者数
web サイト	随時	金沢市	4	不特定多数
メーリングリスト	毎月	金沢市	4	700
facebook ページ	随時	金沢市	4	不特定多数

⑥ 総会・理事会

事業内容	実施日	実施場所	従事人数	受益対象者数
理事会	4月25日	金沢市増泉事務所	10	-
総会	5月24日	IT ビジネスプラザ武蔵	24	-
理事会	5月24日	IT ビジネスプラザ武蔵	10	

5 会員数

正会員 12人 (2018年3月末日現在)

平成29年度 活動計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

特定非営利活動法人 百万石ワールドカフェ

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	36,000	36,000
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取助成金等		
石川県		0
3. 事業収益		
交流促進事業収益 (交流促進セミナー・ワークショップ)	0	0
交流促進事業収益 (支援事業)	0	0
人材育成事業収益 (ワールドカフェ)	47,000	47,000
人材育成事業収益 (ファシリテーション研修)	105,300	105,300
合計	188,300	188,300
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
人材育成事業 会議費 (ワールドカフェ)	4,480	4,480
人材育成事業 会議費 (ファシリテーション研修)		0
交流促進事業 会議費	0	0
交流促進事業 事務消耗品費	0	0
人材育成事業 事務消耗品費	0	0
交流促進事業 会場費	0	0
人材育成事業 会場費	0	0
交流促進事業 消耗品費	0	0
人材育成事業 消耗品費	9,867	9,867
交流促進事業 謝金	0	0
人材育成事業 業務委託費	45,000	45,000
交流促進事業 保険料	0	0
交流促進事業 旅費交通費	0	0
人材育成事業 印刷・デザイン費	200	200
交流促進事業 印刷・デザイン費	0	0
交流促進事業 通信費	0	0
交流促進事業 管理費	0	0
合計	59,547	59,547
2. 管理費		
広報費	0	0
事務消耗品費	0	0
事務委託料	0	0
総会関係費用	10,800	10,800
支払い手数料	2,376	2,376
租税公課等	21,000	21,000
合計	34,176	34,176
経常費用計	93,723	93,723
当期経常増減額	94,577	94,577

# 監査報告書

平成 30 年 6 月 3 日

特定非営利活動法人 百万石ワールドカフェ

坂本 由美子様

監事 西田 禎



私は、特定非営利活動促進法第 18 条の規定に基づき、特定非営利活動法人百万石ワールドカフェの平成 29 年度（2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日まで）の事業報告書及び計算書類（財産目録、貸借対照表及び収支計算書）について監査を行った。また、財産の状況に関する監査に当たっては、帳簿や証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行った。

監査の結果、法人の業務は法令、定款に基づき適正に執行され、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に処理されているものと認められた。

よって、私は、上記の事業報告書及び計算書類が、特定非営利活動法人百万石ワールドカフェの平成 29 年 3 月 31 日をもって終了する事業年度の業務執行の状況及び同日現在の財産の状況を適正に表示しているものと認める。

以上

平成30年度事業計画書  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで  
特定非営利活動法人 百万石ワールドカフェ

■事業計画のめざすところ

NPO法人として7年目を迎え、「百万石ワールドカフェ研究会」としての任意団体からの組織としては9年目を迎えます。

定款に掲げた自律的な社会を目指し、昨年度に引き続き次の活動を実施します。

- 交流促進事業として、より幅広い社会活動としての交流を促進するために、多様な立場を意識した活動をするとともに、オンラインツールを活用してより多様性が広がる可能性を視野に入れ、互いの価値を発見し豊かな対話の出来る社会づくりに貢献する
  - 人材育成事業として、協働出来る関係性を支援する
- 1 団体、企業、行政の交流を促進する事業
    - 1) 団体間の交流促進に関するセミナー及びワークショップ事業
      - 他団体との交流を深め、関連団体とのネットワークづくりを進めます。
      - 多様な立場で対話を楽しめる交流の場を実施し、更に「フラットな関係性での対話の豊かさ」を一般に広めるよう広報に努めます。
    - 2) 会議手法ワークショップ（ワールドカフェ）による団体間の交流促進支援事業
      - 地域社会への広報に努め判りやすく伝えます。
  - 2 社会活動の推進や団体の運営に携わる人材を育成する事業
  - 3) ワールドカフェ事業
    - 昨年度に引き続きワールドカフェを活動認知と共に、地域への対話の価値理解を促進するために継続します。
  - 4) ファシリテーション研修事業
    - 活動を通して、地域社会へのファシリテーションの技術とマインドの必要性を伝えるとともに、自律的社会をつくり未来を創造出来るよう、育成の機会を創出します。
- 3 広報・コミュニケーション活動
    - 活動の様子とともに、運営クルーの顔が見えるような広報に努めます。
    - web サイト及び、リーフレットでの認知を深めるような工夫を検討します。
  - 4 組織運営に関わる活動
    - ビジョンを共有し、事業継続の仕組みづくりを引き続き検討します。
    - 事務局機能の最適化を検討します。

I 特定非営利活動に係る事業

① 団体間の交流促進に関するセミナー及びワークショップ事業

実施予定なし

② 会議手法ワークショップ（ワールドカフェ）による団体間の交流促進支援事業

実施予定なし

③ ワールドカフェ事業

事業内容	実施日	実施場所	従事人数	受益対象者数
ワールドカフェ zoom でコミュニケーション 地域スポーツの活動をテーマ テーマ未定	6月23日 9月20日 11月15日	金沢市 近江町交流プラザ	3	60

④ ファシリテーション研修事業

事業内容	実施日	実施場所	従事人数	受益対象者数
平成29年度石川県公民館職員研修 *石川県生涯学習センター	7月6日	石川県生涯学習センター	2	30
ファシリテーター養成講座入門編 *石川県生涯学習センター	7月14日	石川県生涯学習センター	1	40

⑤ その他の総合的な事業

事業内容	実施日	実施場所	従事人数	受益対象者数
web サイト	随時	金沢市	4	不特定多数
メーリングリスト	毎月	金沢市	4	800
facebook ページ	随時	金沢市	4	不特定多数

平成30年度 活動計画書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

特定非営利活動法人 百万石ワールドカフェ

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	合計
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	54,000	54,000
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取助成金等		
石川県		0
3. 事業収益		
交流促進事業収益 (交流促進セミナー・ワークショップ)	0	0
交流促進事業収益 (支援事業)	0	0
人材育成事業収益 (ワールドカフェ)	60,000	60,000
人材育成事業収益 (ファシリテーション研修)	27,700	27,700
合計	141,700	141,700
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
人材育成事業 会議費 (ワールドカフェ)	4,860	4,860
人材育成事業 会議費 (ファシリテーション研修)	0	0
交流促進事業 会議費	0	0
交流促進事業 事務消耗品費	0	0
人材育成事業 事務消耗品費	0	0
交流促進事業 会場費	0	0
人材育成事業 会場費	0	0
交流促進事業 消耗品費	0	0
人材育成事業 消耗品費	10,000	10,000
交流促進事業 謝金	0	0
人材育成事業 業務委託費	27,700	27,700
交流促進事業 保険料	0	0
交流促進事業 旅費交通費	0	0
人材育成事業 印刷・デザイン費	10,000	10,000
交流促進事業 印刷・デザイン費	0	0
交流促進事業 通信費	0	0
交流促進事業 管理費	0	0
合計	52,560	52,560
2. 管理費		
広報費	0	0
事務消耗品費	0	0
事務委託料	0	0
総会関係費用	18,000	18,000
支払い手数料	5,000	5,000
租税公課等	0	0
合計	23,000	23,000
経常費用計	75,560	75,560
当期経常増減額	66,140	66,140

<第三号議案> 定款の変更について

会員との情報伝達手段として、書面又は電子メールを用いると定款に記載している。  
 しかし、電子メールに加えLINE、Zoomなど様々なサービスが増加している。  
 そのため「電子メール」という記述を「電磁的方法」に変更し、現在及び将来において最善のサービスに対応できるようにする。

項目	変更前	変更後
第7条	3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電子メールをもって本人にその旨を通知しなければならない。	3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。
第23条	2 (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。	2 (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
第24条	3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。	3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
第28条	2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。	2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
第29条	(2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電子メール表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）	(2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
第32条	(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。	(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
第33条	3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。	3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
第36条	2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。	2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
第37条	(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メール表決者にあつては、その旨を付記すること。）	(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。）

以上